

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

旅行業法第 2 条に規定する「旅行業」の取扱いについて

近年、モバイル端末の急速な普及、通信システムの劇的な進化と IoT (Internet of Things) 時代の到来により、旅行者が、鉄道、バス、船舶、飛行機、タクシー等の運送サービスを始めとする旅行に関するサービスを手配する方法に著しい変化が見られます。具体的には、旅行者が個人のモバイル端末上で、運送サービスを始めとする旅行に関するサービスを手配するようになり、当該モバイル端末が乗車券や入場券、予約確認のための手段として使用されるようになったことに加えて、いわゆる MaaS (Mobility as a Service) と呼ばれる、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を 1 つのサービスとしてとらえ、その利用に係る予約、料金の支払いその他の行為をウェブサイト・アプリケーション等のシステム（以下、単に「システム」という。）を用いて一括して行うサービスが見受けられるようになりました。

これに伴い、こうしたサービスと旅行業の関係を整理し、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する「旅行業」に関する取扱いについて、改めて下記のとおり周知いたしますので、ご了承ください。

記

1. 運送サービスの範囲

法において、「運送サービス」とは、対価（運賃）を得て旅客を運送するサービスをいい、本邦内においては、例えば鉄道、バス、船舶、飛行機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービスがこれに該当する。また、本邦外においても、同様に提供されるサービスはこれに該当する。

一方で、レンタカー、レンタサイクル等旅行者が自ら移動するため車両等を貸借するものや、乗馬体験やカヤック、ウォーキングツアー等の観光アクティビティについては運送サービスではなく、法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する運送等関連サービス（運送及び宿泊サービス以外の旅行に関するサービスをいう。以下同じ。）に該当する。

2. 宿泊サービスの範囲

法において、「宿泊サービス」とは、対価（宿泊料）を得て人を宿泊させるサービスをいい、本邦内においては、例えば旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規

定する旅館業又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業として提供されるべきサービスがこれに該当する。また、本邦外においても同様に提供されるサービスはこれに該当する。

一方で、旅館業法および住宅宿泊事業法の適用を受けないテントサイトだけのキャンプ場、寝具のないケビン、高速道路のサービスエリア内の寝具のないシャワー付休憩室などは宿泊サービスではなく、運送等関連サービスに該当する。

3. 付随の考え方

法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 6 号から第 8 号までの各号の「付随して」とは、旅行者に対し、運送又は宿泊サービス（以下「運送等サービス」という。）に関する旅行業務と併せて、運送等関連サービスに関する旅行業務又は渡航手続の代行等の旅行者の便宜となるサービス（以下「渡航手続代行サービス」という。）に係る業務を不可分一体のものとして提供することや、運送等サービスに関する旅行業務の提供を前提として運送等関連サービス又は渡航手続代行サービスを提供することをいい、例えば、旅行業者の販売するパッケージツアー等において、運送等サービスと飲食店、観光アクティビティ等の運送等関連サービスを併せて手配する場合や、パッケージツアーに申し込んだ旅行者に対し渡航手続代行サービスを提供する場合、これらのサービスは運送等サービスに「付随して」と認められる。

一方、旅行者が、旅行業者に対して運送等サービスを申し込まずに、運送等関連サービスに関する旅行業務や渡航手続代行サービスを申し込む場合（例えば、バスの乗車券を販売する者が美術館の入場券も販売する場合で、旅行者が美術館の入場券のみを購入する場合）は、これらのサービスが運送等サービスに「付随して」とは認められない。

4. 法第 2 条において定義する「旅行業」に該当しない場合

運送事業者からの手数料や利用者への手数料の上乗せなどの報酬を得る場合やシステムを用いて検索・予約から決済まで一括して行うことができるサービスを提供し報酬を得る場合は、原則として旅行業に該当するが、下記の場合については、旅行業に該当しない。

（１）法第 2 条第 1 項各号に掲げる行為について、報酬性、事業性を伴わない場合。

（２）１．の運送サービスを自ら提供する者（以下「運送事業者」という。）が、自らの運送サービスに加えて、運送等サービス以外のサービス（運送等関連サービス及び渡航手続代行サービスを含む。）の提供又は手配を行う場合。

（３）法第 2 条第 1 項各号列記以外の部分の括弧書のとおり、乗車券の発券等、専ら運送事業者を代理して、運送サービスの提供に関して契約を締結する業務を行う場合（ただし、当該業務に付随して、宿泊サービス若しくは運送等関連サービスに係る旅行業務を行うもの又は渡航手続代行サービスを提供するものを除く）。

- (4) 運送等サービスに関する取引を行うためのシステムを開発し、旅行業者や運送事業者等に当該システムのみを提供する場合（ただし、当該業者と旅行者との契約について、報酬を得て、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎを行うものを除く）。
- (5) インターネットを介して旅行取引を行う場合で、旅行者と運送事業者との間での取引の媒介を行わない場合（遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）までに、旅行者と運送事業者との間での取引となる旨が明確に表示されており、システム上もそのようになっている場合）。